



県章

山形県公報

平成16年1月30日(金)

第1512号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

救急病院等の告示.....	(健康福祉企画課)...	89
都市計画の案の縦覧.....	(都市計画課)...	90
同.....	(同)...	同
同.....	(同)...	同
同.....	(同)...	91
同.....	(同)...	同
同.....	(同)...	同
都市計画事業の変更の認可.....	(同)...	92
平成2年3月県告示第300号(山形県港湾施設の概要)の一部改正.....	(交通基盤課)...	同
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁建設総務課)...	同
同.....	(同)...	93
県道の供用の開始.....	(同)...	同
道路の区域の変更.....	(村山総合支庁西村山総務建築課)...	同
同.....	(同)...	94
同.....	(村山総合支庁北村山総務建築課)...	同
道路の位置の指定.....	(同)...	同
県道の供用の開始.....	(庄内総合支庁建設総務課)...	95
県証紙売りさばき所の変更.....	(出納局)...	同

選挙管理委員会関係

告 示

政治団体の設立.....	同
政治団体の届出事項の異動.....	同
政治団体の解散.....	96
政治団体の収支報告書の要旨.....	97
同.....	99

公 告

県営住宅入居者の一般公募.....	(村山総合支庁建築課)...	103
同.....	(村山総合支庁北村山総務建築課)...	106
職員団体の法人となる旨の申出の受理.....	(人事委員会)...	108

告 示

山形県告示第87号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令例第8号)第1条に規定する救急病院である。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山形大学医学部附属病院	山形市飯田西二丁目2番2号	平成16年2月26日から 平成19年2月25日まで

山形県告示第88号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
余目都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
昭和22年内務省告示第370号(都市計画区域の指定)及び昭和42年建設省告示第4647号(都市計画区域の変更)で決定した区域
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
(1) 期 間 平成16年 1月30日から平成16年 2月13日まで
(2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに余目町役場
- 4 その他
この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第89号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
藤島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
昭和49年 7月県告示第1076号(都市計画区域の指定)で決定した区域
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
(1) 期 間 平成16年 1月30日から平成16年 2月13日まで
(2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに藤島町役場
- 4 その他
この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第90号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画の種類及び名称
櫛引都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
昭和62年 5月県告示第637号(都市計画区域の指定)及び平成 4年10月県告示第1238号(都市計画区域の変更)で決定した区域
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
(1) 期 間 平成16年 1月30日から平成16年 2月13日まで
(2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに櫛引町役場

4 その他

この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

昭和44年建設省告示第624号（都市計画区域の指定）及び平成元年 4月県告示第522号（都市計画区域の変更）で決定した区域

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成16年 1月30日から平成16年 2月13日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに三川町役場

4 その他

この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

昭和25年建設省告示第374号（都市計画区域の指定）及び昭和43年建設省告示第2959号（都市計画区域の変更）で決定した区域

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成16年 1月30日から平成16年 2月13日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに遊佐町役場

4 その他

この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定するため、同法第17条第1項の規定により、当該都市計画面案を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

八幡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を決定する土地の区域

昭和35年建設省告示第2709号（都市計画区域の指定）及び昭和43年建設省告示第2012号（都市計画区域の変更）で決定した区域

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成16年 1月30日から平成16年 2月13日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに八幡町役場

4 その他

この都市計画面案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第94号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 施行者の名称
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 寒河江都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・14号山西鶴田線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間
平成8年12月24日から平成18年3月31日まで

山形県告示第95号

平成2年3月県告示第300号(山形県港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課空港港湾室及び庄内総合支庁建設部港湾事務所において縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 酒田港(1)酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表水域施設Aの項中

124,290	- 10.0	を	179,925	- 13.0	に改め、同表係留施設Cの項中
280	- 10.0	を	280	- 13.0	に改める。

山形県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東山七浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字大森字太子田2254番1から 同 字南屋敷添83番1まで	旧	90.0メートル ↓ 22.6	メートル 587
同	新	48.0メートル ↓ 21.0	同 上

山形県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市蔵王半郷字戸苅田307番6から 同 表蔵王228番1まで	旧	43.8メートル と 20.0	メートル 196
同 上	新	38.7メートル と 19.0	同 上

山形県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王半郷字戸苅田307番6から
同 表蔵王228番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年1月30日

山形県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字杉山字横々折1309番1から 同 字須合田南151番1まで	旧	28.5メートル と 8.9	メートル 281
同 上	新	51.6メートル と 13.4	同 上

山形県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字玉ノ井字坂丁444番3から 同 字坂外丁29番1まで		旧	104.0メートル と 22.0	メートル 311
同	上	新	122.0メートル と 40.0	同 上

山形県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成16年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市温泉町三丁目4939番から 同 4923番2まで		旧	18.0メートル と 7.5	メートル 189
同	上	新	28.3メートル と 13.2	同 上

山形県告示第102号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 指定の番号 私有(村)第250号
- 2 指定の場所 東根市大字若木字若木9670 - 511の一部、9670 - 50の一部・9670 - 385の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 74.00メートル
- 4 指定年月日 平成16年 1月19日

山形県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年1月30日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 升田観音寺線
- 2 供用開始の区間 飽海郡八幡町草津字草田84番から
同 字家ノ下63番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年1月30日

山形県告示第104号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売 り さ ば き 所 の 所 在 地		承 認 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
竹 田 伝 四 郎	米沢市下花沢三丁目1番16号	米沢市城北二丁目3番12号	平成16. 1.21

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成16年1月30日

山形県選挙管理委員会
委員長 安 部 敏

その他の団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高橋あつし後援会	川 合 利 美	竹 田 弥 栄 司	南陽市蒲生田867	平成 15.12.19
田中貞一後援会	松 田 徳 次	鈴 木 威 光	南陽市鍋田885 - 2	同 12.26

山形県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年1月30日

山形県選挙管理委員会
委員長 安 部 敏

政 党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党山形県第三選挙区支部	主たる事務所の所在地	酒田市大町8-35	酒田市亀ヶ崎5-6-58	平成 15.12.26
	代 表 者	加 藤 紘 一	阿 部 正 俊	
	会 計 責 任 者	加 藤 正 行	今 井 栄 喜	
日本共産党鶴岡地区委員会	会 計 責 任 者	水 尾 京 子	難 波 金 一	同 12.26
自由民主党川西支部	会 計 責 任 者	横 山 明 博	高 橋 忠	同 12.26

その他の団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
ほりとよ後援会	会 計 責 任 者	堀 千 賀 子	下 村 宏	平成 15.12.19
鶴岡みんなでつくろう会	主たる事務所の所在地	鶴岡市泉町8-57田川地区平和センター内	鶴岡市城南町22-16	同 12.26

山形県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成16年1月30日

山形県選挙管理委員会

委員長 安 部

敏

その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
長岡恒有後援会	解 散	平成15. 1.13
椎名勝彦後援会	解 散	平成15. 5. 5
渡部義雄後援会	解 散	平成15.11.30
斎藤けんさく後援会	解 散	平成15.12. 1
佐藤芳明後援会	解 散	平成15.12.14
東海林正後援会	解 散	平成15.12.14
鈴木てつお後援会	解 散	平成15.12.16

伊藤俊一後援会	解 散	平成15.12.20
庄司庄悦後援会	解 散	平成15.12.21
三笠喜美夫後援会	解 散	平成15.12.25
佐藤としあき後援会	解 散	平成15.12.31

山形県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成14年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年 1月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 安 部 敏

（その他の政治団体） 単位：円

政治団体の名称	椎名勝彦後援会	三笠喜美夫後援会
報告年月日	15.12. 1	15.12.26
収入総額	0	87,900
前年繰越額	0	39,400
本年收入額	0	48,500
支出総額	0	79,643
本年收入の内訳		
個人の党費・会費 金額 員数（人）		
寄附（内訳別掲）	0	20,000
個人分 （うち特定寄附）		20,000
団体分 政治団体分 （寄附のうちあっせんに係るもの）		
政党匿名寄附		
事業収入（内訳別掲）		28,500
交付金収入		
借入金（内訳別掲）		
その他の収入（内訳別掲） 1件10万円未満のもの		
支出の内訳		
経常経費	0	0
人件費		
光熱水費		
備品・消耗品費		
事務所費		
政治活動費	0	79,643
組織活動費		
選挙関係費		
事業費	0	79,643
機関紙誌発行事業費		
宣伝事業費		
パーティー事業費		
その他の事業費		79,643
調査研究費		
寄附・交付金		
その他の経費		
資産等の有無	無	無

三笠喜美夫後援会

○事業収入の内訳

事業の種類	金 額
市政報告会	28,500円

山形県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成16年 1月30日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 安 部

敏

(その他の政治団体)

単位：円

政治団体の名称	椎名勝彦後援会	渡部義雄後援会	三笠喜美夫後援会
報告年月日	15.12. 1	15.12.24	15.12.26
収入総額	0	0	8,257
前年繰越額	0	0	8,257
本年收入額	0	0	0
支出総額	0	0	0
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額 員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	0
個人分 (うち特定寄附)			
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの			
支出の内訳			
経常経費	0	0	0
人件費			
光熱水費			
備品・消耗品費			
事務所費			
政治活動費	0	0	0
組織活動費			
選挙関係費			
事業費	0	0	0
機関紙誌発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費			
資産等の有無	無	無	有

単位：円

政治団体の名称	斎藤けんさく後援会	伊藤俊一後援会	庄司庄悦後援会
報告年月日	15.12.24	15.12.24	15.12.22
収入総額	2,195	0	0
前年繰越額	2,195	0	0
本年収入額	0	0	0
支出総額	0	0	0
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額 員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	0
個人分 (うち特定寄附)			
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの			
支出の内訳			
経常経費	0	0	0
人件費			
光熱水費			
備品・消耗品費			
事務所費			
政治活動費	0	0	0
組織活動費			
選挙関係費			
事業費	0	0	0
機関紙誌発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費			
資産等の有無	無	無	無

単位：円

政治団体の名称	東海林正後援会	佐藤芳明後援会	鈴木てつお後援会
報告年月日	15.12.19	15.12.19	15.12.17
収入総額	0	0	150,000
前年繰越額	0	0	0
本年收入額	0	0	150,000
支出総額	0	0	150,000
本年收入の内訳			
個人の党費・会費 金額 員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	150,000
個人分 (うち特定寄附)			150,000
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの			
支出の内訳			
経常経費	0	0	45,787
人件費			
光熱水費			
備品・消耗品費			45,787
事務所費			
政治活動費	0	0	104,213
組織活動費			
選挙関係費			104,213
事業費	0	0	0
機関紙誌発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費			
資産等の有無	無	無	無

単位：円

政治団体の名称	佐藤としあき後援会	長岡恒有後援会
報告年月日	16. 1.13	15.12. 9
収入総額	10,000	60,000
前年繰越額	0	60,000
本年収入額	10,000	0
支出総額	10,000	60,000
本年収入の内訳		
個人の党費・会費 金額	10,000	
員数(人)	10	
寄附(内訳別掲)	0	0
個人分 (うち特定寄附)		
団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)		
政党匿名寄附		
事業収入(内訳別掲)		
交付金収入		
借入金(内訳別掲)		
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの		
支出の内訳		
経常経費	10,000	30,000
人件費		
光熱水費		
備品・消耗品費	10,000	
事務所費		30,000
政治活動費	0	30,000
組織活動費		
選挙関係費		
事業費	0	0
機関紙誌発行事業費		
宣伝事業費		
パーティー事業費		
その他の事業費		
調査研究費		
寄附・交付金		
その他の経費		30,000
資産等の有無	無	無

鈴木てつお後援会

○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称

鈴木鉄雄

金額

150,000円

住所・所在地

酒田市

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年 1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積 平方メートル			収入が123,000円以下の者	収入が123,000円を超え153,000円以下の者	収入が153,000円を超え178,000円以下の者	収入が178,000円を超え200,000円以下の者	収入が200,000円を超え238,000円以下の者	収入が238,000円を超え268,000円以下の者		
県営南山形アパート1号	山形市南松原1-9-5	3DK	63.1	1	一般用	22,500	27,300	32,200	37,200	43,000	49,400	3月分の家賃に相当する額	
同南山形アパート3号	同 9-6	2LDK	64.8	1	同	23,400	28,400	33,600	38,700	44,700	51,400		
同南山形アパート4号	同 9-1	3K	39.9	1	同	9,900	12,000	14,200	16,300	16,400	16,400		单身可
同松町アパート1号	同 松町4-12-16	4DK	71.5	1	同	23,100	28,000	33,200	38,300	44,200	50,800		
同松町アパート2号	同 4-12-20	3DK	61.0	1	同	20,000	24,300	28,700	33,200	38,300	44,000		
同宮町アパート3号	同 宮町2-8-28	同	64.2	3	同	21,900	26,600	31,500	36,300	41,900	47,500		
同深町アパート4号	同 深町1-7-34	同	62.6	1	同	22,400	27,200	32,100	37,100	42,800	43,900		
同きたまちアパート1号	同 松町3-2-15	同	66.9	1	同	26,900	32,600	38,500	44,500	51,400	59,000		
同きたまちアパート3号	同 3-2-9	同	66.5	1	同	25,600	31,000	36,700	42,300	48,900	56,100		
同長清水アパート	上山市長清水1-10-17	同	70.1	1	同	22,500	27,300	32,300	37,300	43,100	49,500		
同天童駅西アパート2号	天童市駅西2-2-30	同	61.0	1	同	18,100	22,000	26,000	30,000	34,600	39,800		
同	同	同	64.2	1	同	19,100	23,100	27,400	31,600	36,500	41,900		
同天童駅西アパート3号	同 2-2-31	同	61.0	1	同	18,400	22,300	26,400	30,400	35,200	40,400		
同天童駅南アパート2号	同 田鶴町4-18-22	同	66.5	1	同	22,500	27,300	32,200	37,200	43,000	49,400		

同 天童南部ア パート1号	同 南町3 - 18 - 1	3 L D K	79.9	1	特定目的用 (施設・身体者用)	29,200	35,400	41,900	48,300	55,800	64,100	
同 天童南部ア パート5号	同 南町3 - 18 - 5	同	79.9	1	一般用	29,500	35,800	42,400	48,900	56,500	64,900	
同 中原アパー ト2号	東村山郡中山町 大字長崎881 - 2	3 D K	69.4	1	同	22,900	27,800	32,800	37,900	43,800	50,300	
同 長崎アパー ト	同 大字長崎8035 - 205	同	62.8	1	同	16,100	19,500	23,100	26,700	30,800	35,400	

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年2月4日から2月10日まで(2月9日(月)は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は平成16年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成16年4月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者			収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者
県営楯岡アパート	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	3DK	54.6	1	一般用	12,900	15,700	18,500	21,400	24,700	28,400	3月分 の家賃 に相当 する額
同 東根中央アパート	東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	18,600	22,600	26,700	30,900	35,600	40,900	
同 あげぼのアパート	北村山郡大石田 町大字大石田丁 277-4	3K	63.7	1	同	18,100	22,000	26,000	30,000	34,600	39,800	
同 大石田アパート	同 623-157	3DK	59.4	1	同	14,400	17,500	20,700	23,900	27,600	31,700	

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年2月4日(水)から2月10日(火)まで(2月9日(月)は休館日となります。)(受付時間 AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は平成16年2月10日(火)までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成16年4月1日

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第54条の規定により、法人となる旨の申出を受理した職員団体は次のとおりである。

平成16年1月30日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

職 員 団 体 の 名 称	北村山教職員組合
主たる事務所の所在地	村山市楯岡大沢川 5 - 4 北村山教育会館内
登 録 番 号	県第7号
申 出 受 理 年 月 日	平成16年 1月23日

平成16年1月30日印刷
平成16年1月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056